

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	あいち福祉医療専門学校
設置者名	学校法人電波学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科	夜・通信	1,732	160	
		夜・通信			
医療専門課程	理学療法学科	夜・通信	2,925	240	
	作業療法学科	夜・通信	3,145	240	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<a href="https://fukushi-iryo.denpa.jp/pdf/2025_practice-cw.pdf">https://fukushi-iryo.denpa.jp/pdf/2025_practice-cw.pdf</a> <a href="https://fukushi-iryo.denpa.jp/pdf/2025_practice-pt.pdf">https://fukushi-iryo.denpa.jp/pdf/2025_practice-pt.pdf</a> <a href="https://fukushi-iryo.denpa.jp/pdf/2025_practice-ot.pdf">https://fukushi-iryo.denpa.jp/pdf/2025_practice-ot.pdf</a>
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	あいち福祉医療専門学校
設置者名	学校法人電波学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学校法人電波学園公式 Web サイト「学園概要」「役員名簿・規程等」 <a href="https://www.denpa.jp/">https://www.denpa.jp/</a>
---

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	司法書士	R7 定時評議員会終了 ～ R11 定時評議員会終了	法務担当
非常勤	税理士	R7 定時評議員会終了 ～ R11 定時評議員会終了	法務・財務担当
非常勤	弁護士	R7 定時評議員会終了 ～ R11 定時評議員会終了	労務・法務担当
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	あいち福祉医療専門学校
設置者名	学校法人電波学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>学則に記載された「教育課程表」に基づき各科にて授業計画書(シラバス)を作成している。授業計画書(シラバス)には、①授業科目、②授業の種類、③授業担当教員、④授業担当教員の実務経験の有無、⑤授業回数、⑥配当学年・時期、⑦必修・選択の別、⑧授業の目的・ねらい、⑨授業全体の概要、⑩到達目標、⑪授業終了時の達成課題(到達目標)、⑫授業日程と各科のテーマ・内容等、⑬使用テキスト・参考文献、⑭単位認定の方法及び基準が記載されている。</p> <p>授業計画書(シラバス)は「講義概要」としてホームページに掲載し一般公開している。また、各科とも3つの方針(AP、CP、DP)を明確にした「カリキュラムマップ」を作成し、卒業時の到達目標と目指すべき将来像を「見える」化している。「カリキュラムマップ」は全学生に配布する「学生便覧」に記載するとともにホームページに掲載し一般公開している。</p>	
授業計画書の公表方法	<a href="https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_syllabus-cw.pdf">https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_syllabus-cw.pdf</a>
	<a href="https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_syllabus-pt.pdf">https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_syllabus-pt.pdf</a>
	<a href="https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_syllabus-ot.pdf">https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_syllabus-ot.pdf</a>
	<a href="https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_curriculum-cw.pdf">https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_curriculum-cw.pdf</a>
	<a href="https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_curriculum-pt.pdf">https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_curriculum-pt.pdf</a>
	<a href="https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_curriculum-ot.pdf">https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_curriculum-ot.pdf</a>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>「学則」に選考考査、卒業、修了の基準を規定している。また学則第25条に基づき、この学則の実施に関し、必要な細則として「入学・卒業等に関する細則」を定め、①成績の評価、②卒業または進級の認定基準等について、詳細に規定している。「学則」及び「入学・卒業等に関する細則」は「学生便覧」に記載し、新入生にはオリエンテーションで、在校生には年度初めに再周知している。</p> <p>学生各人の成績評価は半期に一度開催される成績認定会議(後期は進級審査会議・卒業審査会議を兼ねる)に諮り決定される。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>本校では客観的指標として「総評」を求めG P Aを採用している。G P Aの計算方法は成績認定会議で決定した全科目の評価点の合計を履修した科目数で除して求める。G P Aの比較によりクラス順位を決定し、教科目点数及びクラス順位を記載した成績表を本人に配布している。年度末には成績表を保証人に郵送し学習成果を開示している。</p> <p>別に、G P Aに基づく成績分布状況表を作成し、ホームページに掲載し一般公開をしている（本校では成績分布表をG P Aとしている）。</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p><a href="https://fukushi-iryo.denpa.jp/pdf/2025_result-distribution.pdf">https://fukushi-iryo.denpa.jp/pdf/2025_result-distribution.pdf</a></p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

### 「学則」より抜粋(一部略)

(成績考査)

第16条 履修した科目の成績は、各学期末等に行われるレポート審査、筆記試験等の評価及び講義の出席時間数、また実習の科目にあつては、実習の出席日時数及びその評価等によって決定する。

- 教育課程表に掲げる各科目の出席時間数が定められた時間数の3分の2(ただし、介護実習、臨床実習については教育課程表に掲げる時間数)に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。
- 成績の評価は各科目とも100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 成績の評価が不合格と判定された者には、各学期末等に再試験を実施する。
- 病気その他やむを得ない理由で、各学期末の定期試験を受験できなかった者に対しては追試験を実施する。

(卒業・修了の基準)

第17条 教育課程の卒業又は修了は、所定の科目を修了し、試験に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。

### 「入学・卒業等に関する細則」より抜粋

(定義)

第2条

- 4) 進級 在籍学年のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数(総授業時間数の5分の4以上、以下同じ)を確保した者が上級の学年に進むことをいう。
- 5) 卒業 在籍学科のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数を確保した者がその業を終えることをいう。

(定期試験の受験資格)

第6条 定期試験の受験においては、次の各号すべての要件を満たさなければならない。ただし、特別な事情により校長が認めた場合を除く。

- 1) 当該教科目の試験日前までに実施された授業時間数の3分の2以上の出席を満たす者。
- 2) 当該教科目担当教員が受験を認めた者。
- 3) 受験の際に学生証を提示した者。ただし、紛失等により学生証が提示できない者については、定期試験開始の前日までに再発行の手続きを済ませ、学生証に代わる証明書が提示できる者は受験可能とする。
- 4) 定期試験を受験する前までに、授業料等の延納等を校長が認めた場合を除き必要な授業料等が納められている者。

(成績の評価)

第9条 成績の評価は、次の各号に定める基準により行うものとする。

- 1) 教科目(講義、演習及び実習)の成績は、当該教科目担当教員が教科目試験(講義および演習において行う定期試験、レポート試験等)及び実習成果に必要なに応じて日常の修学状況等考慮して行う教科目ごとの総合評価とし、各学期末で実施される履修認定審査の議を経て評定成績とする。ただし、複数の教科目担当教員によって行われる科目の成績については、各担当教員が行う総合評価を平均することを原則とし、各担当教員で互選する責任者のもと協議して評定する総合評価を妨げないものとする。
- 2) 定期試験は、各教科目(実習を除く)とも配点を100点満点とし、60点以上を合格点とし、総合評価の結果60点以上を当該教科目の修得認定基準とする。ただし、日常の修学状況

を平常点として評定する場合は、定期試験の配点に加えて100点満点とする。

3) 略

4) 介護福祉学科の介護実習、精神保健福祉学科のソーシャルワーク実習及び理学療法学科・作業療法学科の臨床実習の採点・評価は、教育課程表に掲げる時間数を満たす者に対して行い、実習指導者評価、及び実習記録ならびに実習報告会ないしは症例発表会における評価を実習成果とした総合評価を評定成績とし、60点以上を合格点ならびに履修認定基準とする。(以下、略)

5) 評定成績の表記を、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(60点未満)とすることができる。

6) レポート等による成績の評価は、前各号に準ずる。

7) 履修期間が前期のみ、または後期のみ実施の教科目については、それぞれの定期試験の採点とともに行う総合評価を当該履修教科目の学年評定成績とする。

8) 通年教科目は、各学期末で総合評価をし、各学期末のいずれにおいても履修認定されたことを条件に、各学期末の総合評価の平均点を当該学年の評定成績とする。

9) 学年を超えて学習する教科目は、学年ごとに前各号を適用する。

10) 総評は、学年ごとに総点数を総教科目数で除した点数とし1点未満を切り上げる。

(各学期末における履修認定審査)

第13条 各学期末において、各教科目の評定成績を審査し、当該学期の全教科目が60点以上であることを確認し、修得したことを認定する会議を設けなければならない。

- ・年度の途中であっても、履修認定が得られない場合には、進級不可となることがある。
- ・第2項において、校長は履修認定を保留することができる。

(その他の試験)

第14条 (第5条 試験の種類のうち)その他の試験として、特別に進級及び卒業に関わる試験を実施する場合、その都度一定の合格基準を設けこの基準に達することができない場合には進級及び卒業が認められないものとする。

(卒業または進級の認定基準)

第15条 卒業または進級の認定は、次の各号のすべてを満たした者とする。

1) その学年を通じ、校長の定める出席すべき総授業時間数の5分の4以上を出席し、かつ所定の全教科目を受験し、その評価がいずれも履修認定基準に達していること。

2) 出席時間数は、出席すべき総授業時間数から、欠課時間数ならびに、遅刻・早退3回をもって欠課1時間と換算する欠課時間数を減じて算出する。

3) (第14条 その他の試験)で定める試験においても、合格基準に達していること。

4) 必要な授業料等が納められていること。

2. 卒業または進級の認定審議において、審査上申されたものを校長が認めた場合においては前項の限りでない。

上記内容を、「学生便覧」に記載するとともに「厳正かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要」としてホームページに掲載し、一般公開している。

卒業の認定に関する  
方針の公表方法

[https://fukushi-iryo.denpa.jp/pdf/2025\\_summary.pdf](https://fukushi-iryo.denpa.jp/pdf/2025_summary.pdf)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	あいち福祉医療専門学校
設置者名	学校法人電波学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校法人電波学園公式 Web サイト <a href="https://www.denpa.jp/">https://www.denpa.jp/</a>
収支計算書又は損益計算書	学校法人電波学園公式 Web サイト <a href="https://www.denpa.jp/">https://www.denpa.jp/</a>
財産目録	学校法人電波学園公式 Web サイト <a href="https://www.denpa.jp/">https://www.denpa.jp/</a>
事業報告書	学校法人電波学園公式 Web サイト <a href="https://www.denpa.jp/">https://www.denpa.jp/</a>
監事による監査報告（書）	学校法人電波学園公式 Web サイト <a href="https://www.denpa.jp/">https://www.denpa.jp/</a>

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育社会福祉		専門課程	介護福祉学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1,912 単位時間/単位	1005 時間	450 時間	457 時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160 人		156 人	76 人	6 人	14 人	20 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）申請した教育課程表に基づき、シラバスを作成。年度始めに全学生へ配布することにより、それぞれの授業内容と進度が確認できる。カリキュラムマップを作成し、教育課程表と併せて学生便覧に掲載。卒業するまでに必要な科目と目指すべき将来像が「見える」内容としている。
成績評価の基準・方法
（概要）全科目の合計点数を科目数で除し、平均点を総評として算出(GPAを算出)。この平均点の比較によりクラス順位を決定。半期ごとに実施する成績認定会議後には学生個々に成績表を配布(年度末には家庭にも送付)。成績表には上記クラス順位の表記があり、学修成果の客観的位置を把握できる。また、GPAを作成し、ホームページに掲載、一般公開している。
卒業・進級の認定基準
（概要） （卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要） 「学則」より抜粋(一部略) （成績考査） 第16条 履修した科目の成績は、各学期末等に行われるレポート審査、筆記試験等の評価及び講義の出席時間数、また実習の科目にあっては、実習の出席日時数及びその評価等によって決定する。

- ・教育課程表に掲げる各科目の出席時間数が定められた時間数の3分の2(ただし、介護実習、臨床実習については教育課程表に掲げる時間数)に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。
- ・成績の評価は各科目とも100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- ・成績の評価が不合格と判定された者には、各学期末等に再試験を実施する。
- ・病気その他やむを得ない理由で、各学期末の定期試験を受験できなかった者に対しては追試験を実施する。

#### (卒業・修了の基準)

第 17 条 教育課程の卒業又は修了は、所定の科目を修了し、試験に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。

#### 「入学・卒業等に関する細則」より抜粋

##### (定義)

##### 第 2 条

4) 進級 在籍学年のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数(総授業時間数の5分の4以上、以下同じ)を確保した者が上級の学年に進むことをいう。

5) 卒業 在籍学科のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数を確保した者がその業を終えることをいう。

##### (定期試験の受験資格)

第 6 条 定期試験の受験においては、次の各号すべての要件を満たさなければならない。ただし、特別な事情により校長が認めた場合を除く。

- 1) 当該教科目の試験日前までに実施された授業時間数の3分の2以上の出席を満たす者。
- 2) 当該教科目担当教員が受験を認めた者。
- 3) 受験の際に学生証を提示した者。ただし、紛失等により学生証が提示できない者については、定期試験開始の前日までに再発行の手続きを済ませ、学生証に代わる証明書が提示できる者は受験可能とする。
- 4) 定期試験を受験する前までに、授業料等の延納等を校長が認めた場合を除き必要な授業料等が納められている者。

##### (成績の評価)

第 9 条 成績の評価は、次の各号に定める基準により行うものとする。

- 1) 教科目(講義、演習及び実習)の成績は、当該教科目担当教員が教科目試験(講義および演習において行う定期試験、レポート試験等)及び実習成果に必要なに応じて日常の修学状況等考慮して行う教科目ごとの総合評価とし、各学期末で実施される履修認定審査の議を経て評定成績とする。ただし、複数の教科目担当教員によって行われる科目の成績については、各担当教員が行う総合評価を平均することを原則とし、各担当教員で互選する責任者のもと協議して評定する総合評価を妨げないものとする。
- 2) 定期試験は、各教科目(実習を除く)とも配点を100点満点とし、60点以上を合格点とし、総合評価の結果60点以上を当該教科目の修得認定基準とする。ただし、日常の修学状況を平常点として評定する場合は、定期試験の配点に加えて100点満点とする。
- 3) 略
- 4) 介護福祉学科の介護実習、精神保健福祉学科のソーシャルワーク実習及び理学療法学科・作業療法学科の臨床実習の採点・評価は、教育課程表に掲げる時間数を満たす者に対して行い、実習指導者評価、及び実習記録ならびに実習報告会ないしは症例発表会

における評価を実習成果とした総合評価を評定成績とし、60点以上を合格点ならびに履修認定基準とする。(以下、略)

5) 評定成績の表記を、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(60点未満)とすることができる。

6) レポート等による成績の評価は、前各号に準ずる。

7) 履修期間が前期のみ、または後期のみ実施の教科目については、それぞれの定期試験の採点とともに行う総合評価を当該履修教科目の学年評定成績とする。

8) 通年教科目は、各学期末で総合評価をし、各学期末のいずれにおいても履修認定されたことを条件に、各学期末の総合評価の平均点を当該学年の評定成績とする。

9) 学年を超えて学習する教科目は、学年ごとに前各号を適用する。

10) 総評は、学年ごとに総点数を総教科目数で除した点数とし1点未満を切り上げる。

(各学期末における履修認定審査)

第13条 各学期末において、各教科目の評定成績を審査し、当該学期の全教科目が60点以上であることを確認し、修得したことを認定する会議を設けなければならない。

- ・年度の途中であっても、履修認定が得られない場合には、進級不可となることがある。
- ・第2項において、校長は履修認定を保留することができる。

(その他の試験)

第14条 (第5条 試験の種類のうち)その他の試験として、特別に進級及び卒業に関わる試験を実施する場合、その都度一定の合格基準を設けこの基準に達することができない場合には進級及び卒業が認められないものとする。

(卒業または進級の認定基準)

第15条 卒業または進級の認定は、次の各号のすべてを満たした者とする。

- 1) その学年を通じ、校長の定める出席すべき総授業時間数の5分の4以上を出席し、かつ所定の全教科目を受験し、その評価がいずれも履修認定基準に達していること。
- 2) 出席時間数は、出席すべき総授業時間数から、欠課時間数ならびに、遅刻・早退3回をもって欠課1時間と換算する欠課時間数を減じて算出する。
- 3) (第14条 その他の試験)で定める試験においても、合格基準に達していること。
- 4) 必要な授業料等が納められていること。

2. 卒業または進級の認定審議において、審査上申されたものを校長が認めた場合においては前項の限りでない。

上記内容を、「学生便覧」に記載するとともに「厳正かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要」としてホームページに掲載し、一般公開している。

学修支援等

(概要)

- ・各年度始めの学級担任による個別面談
- ・学科内ミーティングで学生個々の学習状況を共有し、学級担任及び学科主任による随時の個別相談・学習上の指導
- ・正課後の補習指導
- ・教育懇談会[学生保証人(父母等)との懇談会]
- ・介護実習前に実習先指導者による「実習ガイダンス」開催
- ・外国人留学生を対象に「介護に関する日本語」の補習授業を実施

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
56人 (100%)	3人 (5.3%)	51人 (91.1%)	2人 (3.6%)
（主な就職、業界等） 特別養護老人ホーム、老人保健施設、障がい者福祉施設			
（就職指導内容） 求人票に基づく斡旋、アプリケーションソフトを使用し学生のスマートフォンに求人票情報配信、求職票・履歴書記入指導、面接指導			
（主な学修成果（資格・検定等）） 介護福祉士、喀痰吸引等研修（基本研修終了）、福祉住環境コーディネーター、全国手話検定、健康プロモエクササイズ指導員			
（備考）（任意記載事項） クラス担任、キャリアセンターが学生1人ひとりの情報を有機的に共有し、就職指導を行なっている。卒業生で組織する校友会が採用活動の側面支援を行なっている。			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
140人	5人	3.6%
（中途退学の主な理由） 学生生活不適應、修学意欲低下、心神耗弱、疾患		
（中退防止・中退者支援のための取組） 正・副による学級担任制、正課後の補習・個別面談、教育懇談会（保護者会）の実施、臨床心理士による定期的なカウンセリング		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	理学療法学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3,150時間	1,665時間	150時間	1,335時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			3,150時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		100人	0人	7人	35人	42人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 申請した教育課程表に基づき、シラバスを作成。年度始めに全学生へ配布することにより、それぞれの授業内容と進度が確認できる。カリキュラムマップを作成し、教育課程表と併せて学生便覧に掲載。卒業するまでに必要な科目と目指すべき将来像が「見える」内容としている。
成績評価の基準・方法
(概要) 全科目の合計点数を科目数で除し、平均点を総評として算出(GPAを算出)。この平均点の比較によりクラス順位を決定。半期ごとに実施する成績認定会議後には学生個々に成績表を配布(年度末には家庭にも送付)。成績表には上記クラス順位の表記があり、学修成果の客観的位置を把握できる。また、GPAを作成し、ホームページに掲載、一般公開している。
卒業・進級の認定基準
(概要) (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) <b>「学則」より抜粋(一部略)</b> (成績考査) 第16条 履修した科目の成績は、各学期末等に行われるレポート審査、筆記試験等の評価及び講義の出席時間数、また実習の科目にあつては、実習の出席日時数及びその評価等によって決定する。 ・教育課程表に掲げる各科目の出席時間数が定められた時間数の3分の2(ただし、介護実習、臨床実習については教育課程表に掲げる時間数)に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。 ・成績の評価は各科目とも100点を満点とし、60点以上を合格とする。 ・成績の評価が不合格と判定された者には、各学期末等に再試験を実施する。 ・病気その他やむを得ない理由で、各学期末の定期試験を受験できなかった者に対しては追試験を実施する。
(卒業・修了の基準) 第17条 教育課程の卒業又は修了は、所定の科目を修了し、試験に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。
<b>「入学・卒業等に関する細則」より抜粋</b> (定義) 第2条 4) 進級 在籍学年のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査

基準を満たし、所定の出席時間数(総授業時間数の5分の4以上、以下同じ)を確保した者が上級の学年に進むことをいう。

5) 卒業 在籍学科のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数を確保した者がその業を終えることをいう。

#### (定期試験の受験資格)

第6条 定期試験の受験においては、次の各号すべての要件を満たさなければならない。ただし、特別な事情により校長が認めた場合を除く。

- 1) 当該教科目の試験日前までに実施された授業時間数の3分の2以上の出席を満たす者。
- 2) 当該教科目担当教員が受験を認めた者。
- 3) 受験の際に学生証を提示した者。ただし、紛失等により学生証が提示できない者については、定期試験開始の前日までに再発行の手続きを済ませ、学生証に代わる証明書が提示できる者は受験可能とする。
- 4) 定期試験を受験する前までに、授業料等の延納等を校長が認めた場合を除き必要な授業料等が納められている者。

#### (成績の評価)

第9条 成績の評価は、次の各号に定める基準により行うものとする。

- 1) 教科目(講義、演習及び実習)の成績は、当該教科目担当教員が教科目試験(講義および演習において行う定期試験、レポート試験等)及び実習成果に必要に応じて日常の修学状況等考慮して行う教科目ごとの総合評価とし、各学期末で実施される履修認定審査の議を経て評定成績とする。ただし、複数の教科目担当教員によって行われる科目の成績については、各担当教員が行う総合評価を平均することを原則とし、各担当教員で互選する責任者のもと協議して評定する総合評価を妨げないものとする。
- 2) 定期試験は、各教科目(実習を除く)とも配点を100点満点とし、60点以上を合格点とし、総合評価の結果60点以上を当該教科目の修得認定基準とする。ただし、日常の修学状況を平常点として評定する場合は、定期試験の配点に加えて100点満点とする。
- 3) 略
- 4) 介護福祉学科の介護実習、精神保健福祉学科のソーシャルワーク実習及び理学療法学科・作業療法学科の臨床実習の採点・評価は、教育課程表に掲げる時間数を満たす者に対して行い、実習指導者評価、及び実習記録ならびに実習報告会ないしは症例発表会における評価を実習成果とした総合評価を評定成績とし、60点以上を合格点ならびに履修認定基準とする。(以下、略)
- 5) 評定成績の表記を、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(60点未満)とすることができる。
- 6) レポート等による成績の評価は、前各号に準ずる。
- 7) 履修期間が前期のみ、または後期のみ実施の教科目については、それぞれの定期試験の採点とともに行う総合評価を当該履修教科目の学年評定成績とする。
- 8) 通年教科目は、各学期末で総合評価をし、各学期末のいずれにおいても履修認定されたことを条件に、各学期末の総合評価の平均点を当該学年の評定成績とする。
- 9) 学年を超えて学習する教科目は、学年ごとに前各号を適用する。
- 10) 総評は、学年ごとに総点数を総教科目数で除した点数とし1点未満を切り上げる。

#### (各学期末における履修認定審査)

第13条 各学期末において、各教科目の評定成績を審査し、当該学期の全教科目が60点以上であることを確認し、修得したことを認定する会議を設けなければならない。

- ・年度の途中であっても、履修認定が得られない場合には、進級不可となることがある。
- ・第2項において、校長は履修認定を保留することができる。

(その他の試験)

第14条 (第5条 試験の種類のうち)その他の試験として、特別に進級及び卒業に関わる試験を実施する場合、その都度一定の合格基準を設けこの基準に達することができない場合には進級及び卒業が認められないものとする。

(卒業または進級の認定基準)

第15条 卒業または進級の認定は、次の各号のすべてを満たした者とする。

- 1) その学年を通じ、校長の定める出席すべき総授業時間数の5分の4以上を出席し、かつ所定の全教科目を受験し、その評価がいずれも履修認定基準に達していること。
- 2) 出席時間数は、出席すべき総授業時間数から、欠課時間数ならびに、遅刻・早退3回をもって欠課1時間と換算する欠課時間数を減じて算出する。
- 3) (第14条 その他の試験)で定める試験においても、合格基準に達していること。

4) 必要な授業料等が納められていること。

2. 卒業または進級の認定審議において、審査上申されたものを校長が認めた場合においては前項の限りでない。

上記内容を、「学生便覧」に記載するとともに「厳正かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要」としてホームページに掲載し、一般公開している。

学修支援等

(概要)

- ・入学前学習指導
- ・各年度始めの学級担任による個別面談
- ・学科内ミーティングで学生個々の学習状況を共有し、学級担任及び学科主任による随時の個別相談・学習上の指導
- ・正課後の補習指導
- ・教育懇談会[学生保証人(父母等)との懇談会]

卒業者数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
35人 (100%)	0人 (%)	35人 (100%)	0人 (%)

(主な就職、業界等)

病院等医療機関、介護老人保健施設

(就職指導内容)

求人票に基づく斡旋、アプリケーションソフトを使用し学生のスマートフォンに求人票情報配信、求職票・履歴書記入指導、面接指導

(主な学修成果 (資格・検定等))

理学療法士

(備考) (任意記載事項)

クラス担任、キャリアセンターが学生1人ひとりの情報を有機的に共有し、就職指導を行なっている。卒業生で組織する校友会が採用活動の側面支援を行なっている。

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
97 人	1 人	1.0%
(中途退学の主な理由) 学生生活不適合、修学意欲低下		
(中退防止・中退者支援のための取組) 正・副による学級担任制、正課後の補習・個別面談、教育懇談会(保護者会)の実施、臨床心理士による定期的なカウンセリング		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	作業療法学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3,280時間	1,785時間	150時間	1,345時間	単位時間 /単位	
			3,280時間				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120人	81人	0人	7人	27人	34人		

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要)申請した教育課程表に基づき、シラバスを作成。年度始めに全学生へ配布することにより、それぞれの授業内容と進度が確認できる。カリキュラムマップを作成し、教育課程表と併せて学生便覧に掲載。卒業するまでに必要な科目と目指すべき将来像が「見える」内容としている。
成績評価の基準・方法
(概要)全科目の合計点数を科目数で除し、平均点を総評として算出(GPAを算出)。この平均点の比較によりクラス順位を決定。半期ごとに実施する成績認定会議後には学生個々に成績表を配布(年度末には家庭にも送付)。成績表には上記クラス順位の表記があり、学修成果の客観的位置を把握できる。また、GPAを作成し、ホームページに掲載、一般公開している。
卒業・進級の認定基準
(概要) (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) <b>「学則」より抜粋(一部略)</b> (成績考査) 第16条 履修した科目の成績は、各学期末等に行われるレポート審査、筆記試験等の評価及び講義の出席時間数、また実習の科目にあつては、実習の出席日時数及びその評価等によって決定する。 ・教育課程表に掲げる各科目の出席時間数が定められた時間数の3分の2(ただし、介護実習、臨床実習については教育課程表に掲げる時間数)に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。 ・成績の評価は各科目とも100点を満点とし、60点以上を合格とする。 ・成績の評価が不合格と判定された者には、各学期末等に再試験を実施する。 ・病気その他やむを得ない理由で、各学期末の定期試験を受験できなかった者に対しては追試験を実施する。
(卒業・修了の基準) 第17条 教育課程の卒業又は修了は、所定の科目を修了し、試験に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。
<b>「入学・卒業等に関する細則」より抜粋</b> (定義) 第2条 4)進級 在籍学年のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数(総授業時間数の5分の4以上、以下同じ)を確保した者が上級の学年に進むことをいう。

5) 卒業 在籍学科のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数を確保した者がその業を終えることをいう。

(定期試験の受験資格)

第6条 定期試験の受験においては、次の各号すべての要件を満たさなければならない。ただし、特別な事情により校長が認めた場合を除く。

- 1) 当該教科目の試験日前までに実施された授業時間数の3分の2以上の出席を満たす者。
- 2) 当該教科目担当教員が受験を認めた者。
- 3) 受験の際に学生証を提示した者。ただし、紛失等により学生証が提示できない者については、定期試験開始の前日までに再発行の手続きを済ませ、学生証に代わる証明書が提示できる者は受験可能とする。
- 4) 定期試験を受験する前までに、授業料等の延納等を校長が認めた場合を除き必要な授業料等が納められている者。

(成績の評価)

第9条 成績の評価は、次の各号に定める基準により行うものとする。

- 1) 教科目(講義、演習及び実習)の成績は、当該教科目担当教員が教科目試験(講義および演習において行う定期試験、レポート試験等)及び実習成果に必要なに応じて日常の修学状況等考慮して行う教科目ごとの総合評価とし、各学期末で実施される履修認定審査の議を経て評定成績とする。ただし、複数の教科目担当教員によって行われる科目の成績については、各担当教員が行う総合評価を平均することを原則とし、各担当教員で互選する責任者のもと協議して評定する総合評価を妨げないものとする。
- 2) 定期試験は、各教科目(実習を除く)とも配点を100点満点とし、60点以上を合格点とし、総合評価の結果60点以上を当該教科目の修得認定基準とする。ただし、日常の修学状況を平常点として評定する場合は、定期試験の配点に加えて100点満点とする。
- 3) 略
- 4) 介護福祉学科の介護実習、精神保健福祉学科のソーシャルワーク実習及び理学療法学科・作業療法学科の臨床実習の採点・評価は、教育課程表に掲げる時間数を満たす者に対して行い、実習指導者評価、及び実習記録ならびに実習報告会ないしは症例発表会における評価を実習成果とした総合評価を評定成績とし、60点以上を合格点ならびに履修認定基準とする。(以下、略)
- 5) 評定成績の表記を、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(60点未満)とすることができる。
- 6) レポート等による成績の評価は、前各号に準ずる。
- 7) 履修期間が前期のみ、または後期のみ実施の教科目については、それぞれの定期試験の採点とともに行う総合評価を当該履修教科目の学年評定成績とする。
- 8) 通年教科目は、各学期末で総合評価をし、各学期末のいずれにおいても履修認定されたことを条件に、各学期末の総合評価の平均点を当該学年の評定成績とする。
- 9) 学年を超えて学習する教科目は、学年ごとに前各号を適用する。
- 10) 総評は、学年ごとに総点数を総教科目数で除した点数とし1点未満を切り上げる。

(各学期末における履修認定審査)

第13条 各学期末において、各教科目の評定成績を審査し、当該学期の全教科目が60点以上であることを確認し、修得したことを認定する会議を設けなければならない。

- ・年度の途中であっても、履修認定が得られない場合には、進級不可となることがある。
- ・第2項において、校長は履修認定を保留することができる。

(その他の試験)

第14条 (第5条 試験の種類のうち)その他の試験として、特別に進級及び卒業に関わる試験を実施する場合、その都度一定の合格基準を設けこの基準に達することができない場合には進級及び卒業が認められないものとする。

(卒業または進級の認定基準)

第15条 卒業または進級の認定は、次の各号のすべてを満たした者とする。

- 1) その学年を通じ、校長の定める出席すべき総授業時間数の5分の4以上を出席し、かつ所定の全教科目を受験し、その評価がいずれも履修認定基準に達していること。
- 2) 出席時間数は、出席すべき総授業時間数から、欠課時間数ならびに、遅刻・早退3回をもって欠課1時間と換算する欠課時間数を減じて算出する。
- 3) (第14条 その他の試験)で定める試験においても、合格基準に達していること。

4) 必要な授業料等が納められていること。

2. 卒業または進級の認定審議において、審査上申されたものを校長が認めた場合においては前項の限りでない。

上記内容を、「学生便覧」に記載するとともに「厳正かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要」としてホームページに掲載し、一般公開している。

学修支援等

(概要)

- ・入学前学習指導
- ・各年度始めの学級担任による個別面談
- ・学科内ミーティングで学生個々の学習状況を共有し、学級担任及び学科主任による随時の個別相談・学習上の指導
- ・正課後の補習指導
- ・教育懇談会[学生保証人(父母等)との懇談会]

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
29人 (100%)	0人 (%)	28人 (96.5%)	1人 (3.5%)

(主な就職、業界等)

病院、介護老人保健施設

(就職指導内容)

就職活動スケジュール配布、アプリケーションソフトを使用し学生のスマートフォンに求人票情報配信、求職票・履歴書記入指導、面接指導

(主な学修成果(資格・検定等))

作業療法士

(備考) (任意記載事項)

クラス担任、キャリアセンターが学生1人ひとりの情報を有機的に共有し、就職指導を行なっている。卒業生で組織する校友会が採用活動の側面支援を行なっている。卒業生の内1名は、国家試験再受験準備のため、就職せず。

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
79 人	3 人	3.8%
(中途退学の主な理由) 学力不振、学生生活不適應、修学意欲低下、経済的困窮		
(中退防止・中退者支援のための取組) 正・副による学級担任制、正課後の補習・個別面談、教育懇談会(保護者会)の実施、臨床心理士による定期的なカウンセリング		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
	円	円	円	
介護福祉学科	200,000 円	630,000 円	200,000 円	
理学療法学科	300,000 円	880,000 円	450,000 円	
作業療法学科	300,000 円	880,000 円	450,000 円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) (令和4年度) <a href="https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2023_assessment.pdf">https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2023_assessment.pdf</a> (令和5年度) <a href="https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2024_assessment.pdf">https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2024_assessment.pdf</a> (令和6年度) <a href="https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_assessment.pdf">https://fukushi-iryō.denpa.jp/pdf/2025_assessment.pdf</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>(1) 学校の教育目標、計画に沿った取り組みの達成状況、学校運営等への取り組みが適切に行われたかについて自己評価を行い、学校運営等の課題について、継続的に改善を図るとともに、評価結果を公表する。</p> <p>(2) 自己評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置学科に関連する社会福祉法人・医療法人・企業・団体、卒業生、保護者など、学校と密接に関係する者の理解促進を図り、継続した連携協力体制を確保するため、業界関係者、卒業生、保護者等学校関係者から規程に基づき選任した委員による「学校関係者評価委員会」を設置し学校関係者評価を実施する。</p> <p>(3) 当該委員会の委員からの助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。また、その評価結果と改善への取組を本校公式ウェブサイトに掲載し広く社会へ公表する。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
NPO法人かくれんぼ	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	理事長
医療法人善樹会 老人保健施設ウェルネス守山	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	事務長
医療法人幸会 老人保健施設みず里	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	生活相談員 介護福祉士
京ヶ峰岡田病院	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	PSW 部次長 精神保健福祉士
愛知淑徳大学	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	健康医療科学部教授 理学療法士
公益社団法人 愛知県理学療法士会	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	事務局 局長 理学療法士
医療法人橘会 東名病院	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	作業療法士

半田市社会福祉協議会 半田市包括支援センター	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	作業療法士
父母等（保護者）	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	介護福祉学科1年A組在籍学生の父
学校関係者評価結果の公表方法		
<p>（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）</p> <p>（令和4年度）<a href="https://fukushi-iryu.denpa.jp/pdf/2023_evaluation.pdf">https://fukushi-iryu.denpa.jp/pdf/2023_evaluation.pdf</a></p> <p>（令和5年度）<a href="https://fukushi-iryu.denpa.jp/pdf/2024_evaluation.pdf">https://fukushi-iryu.denpa.jp/pdf/2024_evaluation.pdf</a></p> <p>（令和6年度）<a href="https://fukushi-iryu.denpa.jp/pdf/2025_evaluation.pdf">https://fukushi-iryu.denpa.jp/pdf/2025_evaluation.pdf</a></p> <p>令和6年度の評価結果は令和7年7月5日（土）に開催される学校関係者評価委員会終了後、公表予定である</p>		
第三者による学校評価（任意記載事項）		
<p>①平成28年度文部科学省委託事業、平成28年11月8日受審 「介護福祉士養成教育に特化した第三者評価項目に基づく養成施設への評価実施とその成果実証」のモデル審査</p> <p>②一般社団法人リハビリテーション教育評価機構 理学：令和5年11月24日受審（2024年4月1日～2029年3月31日有期認定） 作業：令和5年11月24日受審（2024年4月1日～2029年3月31日有期認定） ※理学療法学科、作業療法学科とも令和10年度に再評価予定</p>		

c) 当該学校に係る情報

<p>（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）</p> <p><a href="https://fukushi-iryu.denpa.jp/">https://fukushi-iryu.denpa.jp/</a></p>
---

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H123310000561
学校名 (〇〇大学 等)	あいち福祉医療専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人電波学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		33人（ - ）人	29人（ - ）人	33人（ - ）人
内 訳	第Ⅰ区分	20人	16人	
	（うち多子世帯）	（ - 人）	（ - 人）	
	第Ⅱ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	（ - 人）	（ - 人）	
	第Ⅲ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	（ - 人）	（ - 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
区分外（多子世帯）	-	-		
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ - ）人
合計（年間）				33人（ 0 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	—
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。